

ヘルプカードを配布します

▼問合せ 健康いきいき課
☎62-0716

ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要とする支援などを記載することができる携帯用カードです。支援を必要とする方が、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに、ヘルプカードを提示することで適切な支援や配慮を受けやすくなります。

ヘルプカードを提示された際には、カード内容に沿った支援や配慮をお願いします。

対象者
障害のある方や難病の方など、支援や配慮を必要としている方

配布窓口 健康いきいき課
※町ホームページからもダウンロードできます。

ヘルプマークを配布しています

▼問合せ 健康いきいき課
☎62-0716

外見では健康に見えても、義足や人工関節を使用している、内部障害（心臓機能障害、肝機能障害、呼吸器機能障害など）がある、妊娠初期であるなど、援助や配慮を必要としている方にヘルプマークを配付しています。

配付窓口 健康いきいき課
※配付の際、窓口でお話を伺います。郵送は原則行っておりません。※数に限りがございますので、予めご了承ください。



ヘルプマーク

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方もいます。また、災害時に自分で安全に移動することが困難な方もいます。

ヘルプマークを付けている方を見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難の支援などの配慮をお願いします。

ストップ！滞納！
12月は収税強化月間です

▼問合せ 税務課
☎62-2153

町では毎年5月と12月を「収税強化月間」とし、税務課職員を中心に各種税金等を滞納されている方々のお宅を訪問させていただきます。納税へのご理解をお願いします。

納期限を経過すると延滞金が加算され、納付が困難になるばかりでなく、納税者の意思に関わりなく滞納処分（不動産・給与・預貯金等の差押）を受けるほか、社会的信用を失うなど不利益を受けることにもなりかねません。納期限内納付にご協力をお願いします。

寒さから水道管を守りましょう

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

朝晩の冷え込みが厳しくなると、防寒の不完全な水道管は凍ることや、破裂することがあります。水道管の防寒をして、水道管の凍結、また、凍結による破裂を防ぎましょう。

【凍結や破裂が起らないようやすぐ箇所】

- 水道管のむき出し部分
- 風当たりの強いところにある水道管

【防寒のしかた】

●水道管

※家屋等で、日常的に使用していない水道については、水道管の破裂による漏水を防ぐために、メーターボックス内の不凍栓を閉めてください。

保温材などを巻いてください。じょう部分が破裂しやすいので、上まで完全に包んでください。毛布などを使うときは、ビニールなどで毛布が濡れないようにしてください。

●メーターボックスの中

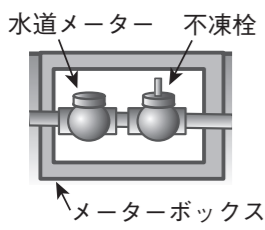
ボックス内の余分な土等を取り除いた後、乾いた布や発砲スチロール等をビニール袋に入れてから、ボックスの中に入れてください。

タオルをかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけてください。

※熱湯をかけると、水道管やじゃ口が破裂することがあります。

【水道管が破裂したとき】

不凍栓をしめると水がとまります。そのあと、破裂した部分に布かテープをしっかりと巻きつけて応急手当をし、町指定給水装置工事業者（一覧表は町ホームページに掲載）に修理を申し込んでください。



水道メーター 不凍栓
メーターボックス

プレミアム付商品券の販売は令和2年1月までです

▼問合せ 健康いきいき課
☎62-0716
(申請関係) 企業支援課
☎62-0720
(販売関係)

消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、嵐山町プレミアム付商品券を販売します。

対象者には役場から購入申請書または購入引換券が送付されます。詳細は、町ホームページをご覧ください。

嵐山町プレミアム付商品券
25,000円分の商品券を20,000円で販売します。
(5,000円分の商品券を1冊とし、5冊まで購入可能、また冊単位で分割購入も可能)

購入対象者
○令和元年度の住民税非課税者（課税基準日平成31年1月1日）
(課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保険者等を除く)

※別途、申請が必要になります。12月27日(金)までに健康いきいき課窓口で手続きをしてください。

年末年始における東松山斎場業務について

▼問合せ 東松山斎場
☎22-4279

年末年始における東松山斎場業務は、次のとおりです。

12月27・29日(業務日)
28日(休業日、受付のみ)
30日(業務日)
31日(業務日)
1月1・2日(休業日)
3日(休業日、受付のみ)
4・6日(業務日)

令和元年分所得税及び消費税等の確定申告に向けた各種説明会のお知らせ

税務署では、具体的な決算の仕方や収支内訳書等の作成等について、東松山地区青色申告会連合会の協力を得て、各種説明会を次のとおり開催します。

説明会で使用する資料は、当日、会場で配付し、講師は税務署職員または税務署が依頼した税理士が行います。

なお、開催会場の所在図などは、関東信越国税局のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

	対象者	開催日	開催時間	開催会場
白色決算説明会	事業所得、農業所得、不動産所得がある白色申告者 ※両日とも同じ内容です	12月12日(木)	14時～16時	東松山市民文化センター 大会議室
		令和2年1月15日(水)		
青色決算説明会	事業所得、農業所得、不動産所得がある青色申告者 ※両日とも同じ内容です	12月9日(月)	14時～16時	東松山市民文化センター 大会議室
		12月16日(月)		
消費税説明会	事業所得、農業所得、不動産所得がある消費税課税事業者 ※両日とも同じ内容です	12月19日(木) 令和2年1月17日(金)	14時～16時	東松山市民文化センター 第一会議室

問合せ：東松山税務署 ☎22-0990